

海部川漁業協同組合内共第 28 号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、海部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 28 号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（うなぎ、あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項等を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 当該漁場の区域内で手釣、竿釣、たも網、うちどり、きぬさで（叉手網）、徒手採捕、フンドウしゃくり（水眼鏡を使用するものを除く。以下同じ。）及び竹筒（30 本までに限る。）の漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

2 当該漁場の区域内で次に掲げる漁具・漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ魚種、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受け、第 7 条第 3 項に規定する特別遊漁料を納付しなければならない。

魚種	漁具・漁法
あ ゆ	つきしゃくり、投網、なげ網、

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により、水産動物の採捕に著しい支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 この漁場区域内で次の表に掲げる内容の遊漁をしようとする者は、期間 1 年の竿釣の遊漁承認証（第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）の交付を受けなければならない。

魚種	漁具・漁法
うなぎ あ ゆ あまご	たも網、うちどり、きぬさで（叉手網）、 フンドウしゃくり
あ ゆ	つきしゃくり、投網、なげ網

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア魚種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 10 月 19 日まで 12 月 1 日から 12 月 31 日まで
あまご	3 月 1 日から 9 月 20 日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、海部川の次の各号に掲げる区域において遊漁をしてはならない。

- 1 海部郡海陽町平井字蔭に設置された砂防用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域
- 2 海部郡海陽町大井に設置されたかんがい用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域
- 3 海部郡海陽町神野に設置された農業用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域
- 4 海部郡海陽町若松地先に設置された農業用堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
うなぎ	20センチメートル
あまご	10センチメートル

(漁具・漁法の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間に遊漁をする場合は、エ欄に掲げる漁法によらなければならない。

ア 魚種	イ 区 域	ウ 期間	エ 漁法
あ ゆ	1 海部郡海陽町平井字蔭 16-9 地先の砂防堰堤下流端から下流 150mの地点から同町小川字平嵐 54-1 地先の海部川橋までの間の海部川	6 月 1 日 から 10 月 19 日 まで	竿釣 のうち 友釣
	2 海部郡海陽町大井字上川原 9-9 地先のかんがい用水取入堰堤下流端から下流 150mの地点から同町高園字風呂ノ本 58 地先の清流橋までの間の海部川		

- 2 竿釣のうち餌釣であゆを目的とした遊漁を行う場合は、海部郡海陽町高園字風呂ノ本 58 地先の清流橋から下流の間の海部川でなければならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に規定する漁具・漁法を使用して遊漁をする場合で、組合事務所（海部郡海陽町若松字イヅリハ34番地11）及び組合が指定する販売所において納付する遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合の遊漁料（第2条第4項に規定する者が納付する期間1年の竿釣の遊漁料を除く。）は、同表の額に1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
うなぎ あ ゆ あまご	手釣、竿釣、徒手採捕	1日	2,000円
		1年	8,000円
	たも網、うちどり	1日	1,500円
		1年	6,000円
	きぬさで（叉手網）	1日	15,000円
		1年	25,000円
	フンドウしゃくり	1日	4,000円
		1年	8,000円
うなぎ	竹筒（30本までに限る。）	1年	30,000円

2 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表のイ欄のとおりとする。

ア 区分	イ 遊漁料
小学生以下の者及び組合の定款に定める組合の地区に在住する75歳以上の者	無料
中学生及び肢体不自由者	前項の表の額の2分の1に相当する額

3 第2条第2項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合で、組合事務所及び組合が指定する販売所において納付する特別遊漁料は、それぞれ同表のイ欄のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合の特別遊漁料は、同表の額に1,000円を加算して得た額とする。

ア 遊漁の内容		イ 特別遊漁料	
魚種	漁具・漁法	期間	金額
あ ゆ	つきしゃくり	1日	10,000円
		1年	17,000円
	投網、なげ網	1日	18,000円
		1年	46,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の承認を行い、かつ、特別遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証(様式第1号)を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなければならない。

- 2 遊漁者は、魚類の繁殖及び保護のため造成した産卵場の区域であつて、徳島県内水面漁場管理委員会が指示するものについては、徳島県内水面漁場管理委員会が指示する期間は、遊漁してはならない。
- 3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規制の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は徽章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払いもどしはしないものとする。

(公告)

第12条 この規則で定める事項のほか、漁業調整上必要がある事項は、組合事務所に掲示する。この場合において特に重要な事項は、新聞等に公告する。

附則 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(表)

NO.

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

特別遊漁料

発行年月日

発 行 者

海部川漁業協同組合 ⑩

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁者は遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならない。
2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは承認証を提示しなければならない。
4. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないよう遊漁をしなければならない。
5. 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
6. 漁場監視員の指示する事項を守らなければならない。

(表)

NO.					
漁 場 監 視 員 証					
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td colspan="2">(住所)</td></tr><tr><td>(氏名)</td><td>(年齢)</td></tr></table>		(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
有効期間					
発行年月日					
発 行 者	海部川漁業協同組合 ⑩				

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視の際は、必ずこの監視員証を携帯すること。
2 漁場監視員は、漁場区域内を巡視して漁場の正常な管理を行うこと。
3 漁場監視員は、遊漁者の行動に絶えず注意をするとともに明朗な漁場とすることに万全の留意をすること。
4 遊漁者から求められたときは、この監視員証を提示して身分を明らかにすること。

徳島県指令漁第 号
平成 年 月 日 認可